事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

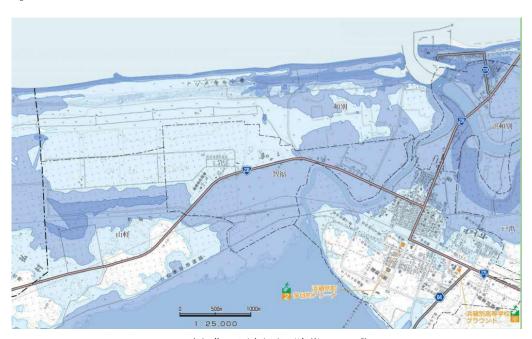
(1) 地域の災害リスク

(洪水:浜頓別町防災マップ)

浜頓別町では、過去の災害記録から、主な災害は、火災及び暴風、台風による風水害、 風雪被害等が挙げられ、これまで地震被害については、大きな被害は記録されていない。

しかし、浜頓別町は海や川に面した土地柄上、水害被害への懸念があげられ、標高分布 図からも浸水被害が予測される。

また、浜頓別町には頓別川(二級河川)が流れており、浸水想定区域は、下図で示しているとおり、標高 10 メートル未満である中心市街地は飲み込まれてしまうことが窺え、災害発生時における迅速な対応や動作が人命に関わることを、住民は認識しなくてはならない。



(出典:浜頓別町防災マップ)

(土砂災害:北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、以下の地区において土砂災害警戒区域等に 指定されており対策が必要とされている。

区域	現象名	区域内小規模事業者数
豊寒別	土石流、地すべり	1

・その他の災害リスク

地震調査研究推進本部によると浜頓別町には震源断層が見当たらず、これまで大規模地震による被害記録も残されていない。しかし、地震調査研究推進本部が提供する全国地震動予測地図によると、今後30年 震度5弱以上の揺れに見舞われる確率は当

町中心市街地において6~26%となっていることからも災害リスクを認識することが 肝要である。

2018年9月6日に発生した胆振東部地震においては、当町においても大規模停電 が発生した。冬期間でなかったため、深刻な事態は避けられたが、災害経験の少な い当町にとっては、災害対策の強化が急務であると認識させられた。

また、津波被害の検討にあたっては、現在、北海道において、次の2つのレベル について想定することを基本としている。

1.発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 2.最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波 / 本町においても、オホーツク海沿岸における津波被害想定結果が公開された際は、 新たな被害想定のもと、必要な対策を講じることとする。

(2) 商工業者の状況

• 商工業者数等

184 者

・小規模事業者数 154者 ※平成31年4月1日現在・商工会実態調査

【業種別内訳】

(単位 者)

業種事業所数		建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店 宿泊業	サービス業	その他	合計
総事業所数		24	13	2	36	21	32	56	184
〈小規模事業者数〉		19	12	2	24	20	22	55	154
内	会員企業数	20	11	2	28	16	16	30	123
内訳	〈小規模事業者数〉	19	10	1	23	16	15	29	113

浜頓別町の商店街を形成する中心市街地には、小規模事業者や住民住居が密集してい ることから、災害発生時は迅速な初動対応と人命の安全を守るための策を講じなければ ならない。中心市街地で店舗を構える事業所は全体の6割超となっているが、現状とし て各事業者におけるBCP策定率は低い状況にある。

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年 月	備考
「浜頓別町地域防災計画」策定	H25.3	

[※]適宜、防災訓練を実施。発電機完備。

2) 当会の取組

項目	年 月	備考
「浜頓別町地域防災計画」での	H25. 3	
関係機関として協定	п∠э. з	
BCP策定セミナーの開催	DO O	当町のほか、猿払村、中頓別町の
(予定)	R2. 2	3 商工会での共同事業として実施。
火災共済加入促進	適宜	保有契約数 16 件
人人 人人,他是		(内、商工会員7件)

3) その他

令和元年 5 月 1 日にグランドオープンした「浜頓別町交流館・道の駅北オホーツクはまとんべつ」に、道内初となる「子育て応援自動販売機」が設置された(町と北海道開発局稚内開発建設部との協働事業)。

災害対策の一環として設置され、災害発生時に不足する液体ミルクや紙おむつをラインナップし、子育て世代への支援に一躍買っている。

2 課題

- ・浜頓別町地域防災計画を策定してから5年以上経過しており、近年発生している災害 を基に防災計画の都度更新が必要となっている。
- ・緊急時の取組が漠然としており、各関係機関や団体が初期動作としてとるべき行動が 具体化していない。
- ・宗谷管内では大規模地震がほとんど発生していないことから、大規模地震への備えが 脆弱である中、2019年12月12日に宗谷地方北部を震源地とした地震が発生し、豊富 町で震度5弱を観測した。当地区でも大規模地震が発生するリスクについて認知され、 今一度地震に対する備えを万全にする必要がある。
- ・BCP策定や事業継続力強化支援計画の策定に乗り出している事業者はごくわずかで あり、各事業者への個別支援が必要となっている。

3 目標

○ 成果目標

(単位 件数)

支援内容	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
事業者BCP策定	5	5	5	5	5
事業継続力強化計画 策定	3	3	3	3	3
各種災害保険 共済加入	3	3	3	3	3

○ 実施目標

項目	目的	内容	目標	
事前対策の	 災害リスクに対する意識向上を狙う	セミナー	左 1 同	
必要性を周知	火音リヘクに対りる息誠門工を狙う 	開催	年1回	
連携体制の推進	組織内や関係機関と、発災後速やか	連携会議	年の同	
建房体的切在连	な復興支援策が行える体制の構築	開催	年2回	
保険・共済に	保険・共済に対する専門的な提案を	セミナー		
対する助言		勉強会等	年1回	
対する切目	11んの日云経呂相等負等の自成	開催		

四半期に1度は、セミナーまたは連携会議(町内関係団体等)を開催し、情報共有を図るとともに、連携強化を図る。また、災害リスクについて理解が深まることで、事業者自身のBCP策定や事業継続力強化計画策定のきっかけとなり、事業者自身の経営体質強化にもつながる。

4	その他
	浜頓別町は、毎年 11 月下旬頃より積雪となり、市街地では最深 1~1.5m の積雪と
	なる。また、風が強く、しばしば吹雪に見舞われることから、冬期間での突発的な災
	害発生となれば、人命に係わることとなる。
	中核市である旭川市へは車で3時間以上かかり、災害発生時は都市部からの支援を
	頼りにすることが難しく、特に冬期間は交通網の寸断となることが想定されることか
	ら、都市部から離れた地域性を考慮したうえでの事業継続力強化支援計画の策定が必
	要である。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日

6 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

・平成25年に締結した「浜頓別町地域防災計画協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、町内での災害リスクについて、災害発生時の対策や取組事例について説明し、関心を持ってもらう。特に浜頓別町においては、海や川に近い地理的要素から、水害への理解を深めてもらうことが重要であり、ハザードマップ等を用いて説明を行う。
- ・災害発生時に円滑な事業再開の助けとなる「事業者BCP」及び「事業継続力 強化計画」の策定について、町内の小規模事業者へ提案を行う。また、必要に 応じて専門家派遣を行い、専門的な知見について意見を仰ぐ。
- ・事業者への巡回訪問時やホームページを用いて、行政施策の紹介、共済の紹介、 災害特別融資の紹介等、事業継続に役立つツールの利活用を促す。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

当会では独自の事業継続計画の策定は行われていないが、町との災害協定により、災害発生時は町内各関係機関との連携を図ることとしている。しかし、町との災害協定から5年以上経過し、今一度見直しが必要となっており、当会独自の事業継続計画策定を令和2年度中に行う。

災害発生に備え、町との連絡体制及び連絡網を整備し、緊急時の動きを明確化しておく。それに加え、各商工会員が被災者に対し、どのような支援を行うことができるかについて、業種ごとに事前の把握をしておく。また、災害発生時は、第一に役職員の安否確認を行い、対応にあたることが可能な職員の確認を行う。

その上で、被害状況の確認と不足している物資等、情報収集に努め、最善の行動へ移すための判断を行う。

当会での事業継続計画策定については、「災害発生時に地域住民の生活をいち早く復帰すること」を目的とする。当会での独自策定のメリットとしては、業種ごとに役割を明確化することができ、業種ごとに専門知識を有している商工会員が、被災者に対し支援を行うことができる。

各商工会員が、当会の事業継続計画策定を共有・認識することで、「自社のBCP策定」への気付きに繋がることも期待要素である。

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携している損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象と した普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施することで、防災・減災対策 を推進する。
- ・町内事業所及び公共施設への普及啓発ポスター掲示依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・「事業者 BCP」・・・フォローアップにあたっては、巡回訪問等により行っていく こととするが、BCP を見直す必要がある場合には専門家の派遣を含めて対応する。
- ・「事業継続力強化計画」・・・フォローアップにあたっては、巡回訪問等により行っていくこととするが、認定計画の見直し・変更を要する場合には、専門家派遣制度等を活用することで対応する。

(単位 件数)

支援内容	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
事業者BCP策定者数	5	5	5	5	5
事業者BCP フォローアップ先数	5	5	5	5	5
事業継続力強化計画 策定者数	3	3	3	3	3
事業継続力強化 フォローアップ先数	3	3	3	3	3

上記、各年度における成果目標を達成するにあたり、各事業者へのフォローアップを実施することで、実行性の高い計画策定となるよう支援していく。 ※1 事業者あたり年1回。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・マグニチュード7クラスの地震が発生したことを想定し、当町との連絡ルート の確認等を行う。当町の立地上、特に津波等の水害への対策に重点を置く。
- ・必要に応じて訓練を行うこととするが、季節に応じた避難の在り方を要検討し、 特に冬場においては人命に係わることから寒さ対策が重要となる。

(2) 発災後の対策

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そこで、次の手順により、 地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡を行う。

ア. 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に全職員の安否報告を行う。

※災害発生時は、電話回線の混線により電話がつながりにくい状況となることから、SNS 等による電話以外の連絡手段を事前に共有しておく。

イ. 応急対策の方針決定

・当会と当町(産業振興課)との間で、被害状況や規模に応じた応急対策の方針 を決める。 両者間で共通認識を有しておくことで、緊急時における協議の省略化となり、 より迅速な対応が可能となる。

・災害発生時は当会と当町において、以下の間隔で被害状況の情報を共有する。

発災後~3日間	1日に2回
3日~7日間	1日に1回
7日~30日間	5日に1回程度
1ヶ月以降	1週間に1回程度

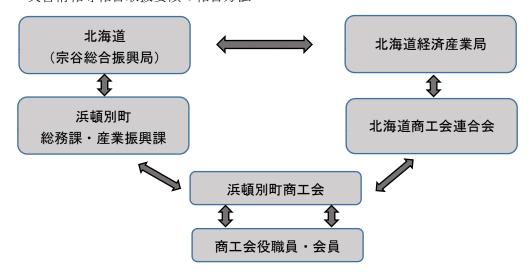
- ※被害状況の情報共有時に、各関係機関による補助金や支援体制等の 動向についても、情報を共有化しておく。
- ・職員全員が被災する等の緊急時においては、少人数体制でも対応できるよう、 役割分担を明確化する。なお、役割分担をする上では、次の被害規模に応じ た分担体制をとることで、「いかなる規模の被害でも効率的な対応」を行うこ とが可能となる。

被害規模	内 容
大規模な被害がある	・地区内の10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」 等の被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通 網が遮断されており、確認ができない(連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じていると想定)。
被害がある	・地区内の1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」 等の被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を 円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方 法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、北海道の災害情報等報告取扱要領で指定する方法に て報告するほか、別途指示があった方法にて報告する。

~ 災害情報等報告取扱要領の報告方法 ~



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、町と協議を行う(当会は、国や道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や道、市町村等の施策)について、地区内小規模 事業者等へ周知する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を 行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの 応援派遣等を、北海道や北海道商工会連合会等、関係機関へ相談する。

(6) その他

- ・本計画は、浜頓別町商工会及び浜頓別町の HP 及び広報誌等において公表し、支援 小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年 1月現在)

(1) 実施体制

商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の 事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の 共同体制/経営指導員の関与体制 等)

浜頓別町商工会

事務局長法定経営指導員補助員記帳専任職員



浜頓別町

産業振興課

総務課

- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定 する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
 - ①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 堀 井 眞 (連絡先は下記(3)①参照)
 - ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 浜頓別町商工会及び浜頓別町の連絡先
 - ①浜頓別町商工会

〒098-5704 北海道枝幸郡浜頓別町中央北21番地1

Tel: 01634-2-2369 Fax: 01634-2-3805

Mail: hamaton@rose.ocn.ne.jp

②浜頓別町 産業振興課

〒098-5792 北海道枝幸郡浜頓別町中央南1番地

 $\text{Tel} \, : \, 01634 \text{--}2 \text{--}2346 \quad \text{Fax} \, : \, 01634 \text{--}2 \text{--}4766$

Mail: kankou@mail. town. hamatonbetsu. hokkaido. jp

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要	な資金の額	550	550	550	550	550
	・専門家派遣費	300	300	300	300	300
	・協議会運営費	50	50	50	50	50
	・セミナー開催費	150	150	150	150	150
	• 広報費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

浜頓別町補助金、北海道補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。